

ディケンズと宗教教育

青 木 健

ディケンズの創作手法の一つに、時事的問題を作品の中に巧みに微妙な形で取り入れ、作品世界を豊かにする手法がある。その時事的問題の中で、教育問題はディケンズにとって特に重要な問題であった。子供の世界を描き出す作家として、それは避けて通れない課題として当然と思われる。とりわけ十九世紀イギリスにおける公教育問題は、若いディケンズが議会記者として議会の記者席で習得したばかりの速記を駆使してスクープ記事を書こうと目を輝かせていた頃（1832年～1836年）、重要な時期に当たっていた。いわゆる「公教育の四つの時期」（‘Four times of National Education’）の最初にあたる時期である。当時（1833年～1839年）イギリス議会では国民教育（National Education）をいかにするかで、上院・下院において激しい論争が続いていたが、その論点の中心は宗教教育の問題であった。この問題は、聖職者の間だけでなく、議会においても激しい論争を巻き起こし、多くの知識人の関心を引いた。ディケンズは、記者として議会でのこの論争を間近に目撃していたが、社会派作家として後にこの問題にさまざまな面からアプローチしている。自ら編集した *Household Words* や *All the Year Round* などの雑誌に見解を表明したのみならず、作品においてもこの問題を巧みに利用している。教育問題に対するディケンズの姿勢は、深い教育論に立脚した新しい理論を振りかざすのではなく、構成されつつある制度や論争となっている問題に自らの見解を表明し、問題の本質を鋭く指摘するものと言われている。本論では、とりわけ議会で論争の中心となった宗教教育の内容を明らかにして、ディケンズがそれにどのように反応したかを見た上で、彼の作品テーマとの関連を考察する。以下次のような諸点を検討することになる。(a) 議会における宗教教育論争の実態、(b) 宗教教育に対する

ディケンズの姿勢。(c) 作品のテーマとの関わり。

I 議会記者席から見た教育論争

ディケンズの教育観を分析する際重要なことは、彼が1832年～1836年にかけて議会記者であった事実である。というのも、議会記者としてペンを走らせていたこの時期、さまざまな法改正が行われ、彼はイギリスが近代化に向かう重要な瞬間に立ち会っていたからである。穀物の輸入制限撤廃や工場経営者への圧力、衛生管理、信教の自由、救貧院法の改正、選挙法の改正等が論議された結果、次々と法案は議会を通過した。「選挙法改正」(1832年)、「工場法」(1833年)、「新救貧院法」(1834年)、繰り返し議論された結果議決した「穀物令」(1846年)等がイギリスの近代化を促進したことは周知のことである。その中にあって、下層階級の教育問題もまた繰り返し議論的となっていた。その問題は、国民の教育に国家が関与するというイギリスが初めて経験するとともに、議会を二分するような大きな問題に発展する萌芽を含んでいた。「ローバック教育決議案が提案された1830年代は、イギリス教育制度史の研究にとって、看過できない重要な時期である……イギリスの教育制度の法制度の前提あるいは基盤ともいうべき国民大衆の教育を国家活動の対象とするという観点が具体的措置となって現れたのは1830年代であった。」¹⁾

しかし、貧困階層を対象とした民衆教育に関しては、国家の干渉を必要とする状況が様々な「調査報告」(‘return’)によって議会にもたらされたにも拘わらず、公教育の問題は、他の議案のようにすぐに陽の目を見ることはなかった。1807年のS. ホイトブレッド議員提出の「教会学校法案」(‘Parochial School Bills’)、1820年のブルーム卿提出の「教区学校法案」(‘Parish School Bills’)などは、様々な貴重な報告書に基づいた周到な法案であったにも拘わらず、すべて廃案となってしまった。ブルームの議案には、公債基金での学校開設、教区税による教員給与、教員資格、視学官制度の設置など画期的な提案が含まれていた。しかし、教員の資格認証を授けるのは国教会の牧師と決めたことに反発した非国教徒系の議員によって廃案となった²⁾。

一方、1833年にローバック卿によって出された教育問題の動議は、国家関与によって民衆教育を統制しようとするものであったが、相変わら

ず民間宗教団体（国教会系）による教育運営の活用を考えたものであったため、他の団体（非国教会系）の議員の反対で撤回を余儀なくされ、審議を終えた。ところが、時の財務大臣オールソープは「わが国の貧しい人々の教育を目的とした校舎建設に対し、民間の寄付活動を援助するため、2万ポンドを超えない資金が国王より下付されるべきこと」³⁾という動議を提出した。交付金は国教会派と非国教会派両方を通して運用するとしていたため、特別な反論もなく了承された。

資金補助を除き、1938年までの教育に関する法案はことごとく却下される運命にあった。以上の様々な教育関係議案が廃案になった理由は、これまで「国家は何ら関係せず、民間の宗教団体の自発的意志と努力によって国民大衆に教育を施す」⁴⁾という考えから脱し切れない議員が多かったからである。彼らはボランティアの否定に強く反発した。反対の急先鋒ロバート・ピールは「一部の人々は、[ボランティアが]国民全体に教育の恩恵を広めた功績を否定しようとするが、わが国の教育が極めて不十分だと断定することは全く正当ではない」と民衆教育におけるボランティアを正当化した。一層直接的に表現する議員もいた。「国民教育に聖職者ほど関心を持つ集団はいない」（イングリシ）、「国民は自分たちの教育問題に関してはむしろ国教会の人々の援助を喜ぶであろう」（オコンネル）⁵⁾。

もちろん、教育から宗教色を払拭することを理想とする見解も披露されている。「私は国民の教育を聖職者と関連付けることには強く反対する……私は学校をつくるなら、宗教勢力の管理下には絶対置かない」⁶⁾（ヒューム）しかし、この考えはマイナーなものであった。

ディケンズは、議会記者席において、国民教育に関して以上のような議論を傍聴し、その顛末を知っていたと考えられる。議会記者として彼がどの議会論議に特に関心を抱いたのかは明白ではない。後年（1865年5月）彼は「新聞基金」の宴会の席上で演説し、記者時代を回想している。回想に付き物の懐旧の情をあらわにしながら苦労話を得意気に語っているが、彼の伝記作者は一樣に彼が議会論議に関してはその虚しさに失望したとしている。アンガス・ウィルソンは『ディケンズの世界』の中で、「彼はその運営、演説、進行のどれに対しても好意を持つことができなかった」⁷⁾と述べている。ディケンズが議会記者としてジャーナリズムの世界を体験したことは、後の作家としてのキャリア上、様々な

意味で貢献したであろうと想像されるが、記者席で教育問題に関する議論が宗派の偏見によって著しく阻害されたことを身近で知ったディッケンズは、教育問題に対する姿勢とその原因としての貧困層の無知の責任の所在について決定的な影響を受けたと思われる。その意味で、若い鋭敏な議会記者の体験は、作家ディッケンズにとっても、小説のテーマや人物造型、さらに小説の世界の創造にとり重要なヒントをもたらしたと想像できる。

ディッケンズの議会記者生活は、数年で終了するが、議会で討議された教育問題はさらに激しさを増してゆく。次にその状況をより詳しく検討してみる。ディッケンズが、書簡・雑誌さらには作品で民衆教育観を明らかにするのは、作家生活に入ってからであり、議会記者時代の虚しい議論が議会ではまだ続いていることを知ってからである。

Ⅱ 民間団体と国民教育——第一期の政府関与

ケイ・シャトルワースが後年発表した『公教育の四つの時期』(*Four Times of Public Education*)の最初の時期は1833年～1839年であるが、この時期に公教育に関してどのような動きがあったのかをイギリス教育史の先行研究及び *Hansard's Parliamentary Debates* その他の資料を踏まえて俯瞰してみる。1833年は、前年(1832年)に第一次選挙法改正が行われ、この年には工場法、翌年新救貧院法が議決されたように、イギリスが近代化に向かうための立法活動が盛んになった時期である。国民教育に関する立法活動においても重要な決議がなされた。1833年8月下院は「わが国の貧しい階層の教育を目的とした校舎建築に対し、民間の寄付活動を援助するため、20,000ポンド以内の公的資金を交付する」⁸⁾ことを議決した。この決定は、イギリス公教育制度へ向かっての歴史上最も重要な出来事の一つとして専門家間でも捉えられている。つまり、「国民教育に対する初めての国家関与としての教育国庫補助制度が成立した」⁹⁾のである。

ここで、「民間の寄付活動を援助するため」という文言に注意する必要がある。この文言は、「民間の寄付活動」がそれまでの国民教育と深い関係があったことを示唆しているからである。この「民間」とは、主としてそれまでの貧しい階層の教育を事実上運営して来た二つの巨大な

宗教団体を指す。一つは国教会系の「国民協会」(‘National Society’)、他は非国教会系の「内外学校協会」(‘British and Foreign School Society’)である。これら二つの協会は、自己の宗派の宗教理論とボランティアズムに則って貧しい階層の児童の教育を担当して来たという自負があり、その歴史的背景は、よい意味でも悪い意味でもイギリスの庶民教育の特徴を暗示している。「イギリスの教育の顕著な特質、つまり、外国の教育とはっきり区別できる特質は、私的なボランティアな諸団体が、教育の発達のためにこれまで演じてきたし、また現に演じつつある役割である」¹⁰⁾とされている。「私的なボランティアな民間団体」の元は、十七世紀末(1698年)に創設された「キリスト教知識普及協会」(Society for Promoting Christian Knowledge; 略称 S.P.C.K.)である。この協会の流れに沿って十九世紀初期に内外学校協会(1808年)と国民協会(1811年)が立ち上げられ、民衆教育の永続的な枢軸となった。これら三者に共通するのは、貧困層の児童の教育とキリスト教の基本的な教育のために、慈善学校(charity school)を用意した点である。寄付行為を基盤としたボランティア方式による民衆教育の普及は、民衆の教育は民間の有志団体が担当すべき事業であり、教育能力の無い貧しい親たちに代わり、有志団体がキリスト教的慈善行為によって行うべしという観念を広めた。

内外学校協会と国民協会による慈善学校に共通したのは、「助教生方式」(‘monitorial system’)と呼ばれた独特の教授法である。それは、1797年に国教会の牧師ベルがインドのマドラスで行った教育実践と、1803年にクエーカー教徒のランカスターがバラ・ロードで行った教育実践に共通した教授法であった。二人の名をとって「ベル・ランカスター方式」と呼ばれるこの教授方式は、児童の中から選抜された助教生が教師に指導されて学習内容を機械的に他の児童に伝達する方法である。二つの協会による慈善学校は次第に莫大な数の児童、小額の資金、経験ある教師の不足という問題を抱えるようになったため、この課題に応えるには適切な教授法と思われた。また、この方式は「産業革命期の機械的手段による大量の児童の教育という工場生産の理念に適合し、かつ、資金の節減と教員の供給という民衆教育が当面する障害を克服したため、十九世紀初頭のイギリス初等教育界を席卷するに至った」¹¹⁾。

しかし、これら二つの協会の慈善学校が推し進めた助教生方式の授業は、イギリスの伝統的な個別授業と違い、教室に複数の助教生を配した

集団的教授法であり、知識の伝達は機械的に過ぎ、教師と児童の間に人間的なつながり、人間的要素を欠いていた。そこにはベンタム流の効率主義が支配していた。両協会の慈善学校関係者たちは、そのような欠点に気づいていた筈であるが、それを無視したのも慈善学校の限界の必要性を感じていたからである。「慈善学校の理想は、貧民を貧困へと訓練することであつたと約言してもたいして誇張ではない」¹²⁾という貧民観は下層階級の上層階級への隷属を示唆したものと言える。セント・ポール慈善学校の生徒たちに対して、バトラー主教は、慈善学校の目的は「貧困児童を彼らが生まれた階級から移動させるのではなく、その階級の中に彼らを留めながら、彼らに市民生活の原理と並んで宗教の原理を教授することにより、彼らの環境が明白に要求しているような援助を与えることである」¹³⁾と述べたと言われる。

二つの協会が慈善学校を通して主導した民衆教育は、教授法においては共通点が見出せたが、教育支配権全体に関しては熾烈な対立を続けていた。その対立点の中心には宗教問題があつた。国教会派と非国教会派の宗派対立は、さまざまな面で立法活動を阻害し、関係する立法活動において繰り返し表面化していた。それはスムーズなイギリス近代化の障害になっていたが、民衆教育の支配権において特にそれは露骨に表面に現れた。S.P.C.K. の時代には、庶民の学校管理権は国教会に委ねられていたが、1828年に非国教徒に法的自由が与えられた頃には、非国教会派の力は国教会派に対抗しうる宗派としてその存在は大きなものになっていた。その対立は、政府が1839年に「枢密院教育委員会」を設立しようとした際最も激烈な様相を呈したが、それ以前にも1833年にローバック (John Arthur Roebuck, 1801-1879) による完全な世俗主義 (secularism) に基づく国民教育制度の決議案が提出されたし、1835年～1838年の4年間にはブルーム卿 (Lord Brougham, 1778-1868) によって三種類の教育に関する議案が上院に提出された。それらの議案が最終的に撤回され、陽の目を見ない結果に終わったのは、「多数派 [国教会派] の意向を無視する程の強大な権限を備えた中央教育委員会 [非国教会派を中心とする教育委員会] なるものの存在を遺憾に思う」¹⁴⁾という見解に代表されるように、多数派を任じる国教会派の宗派的偏見によるものと解されている。

この宗派対立が最も熾烈に現れたのが、前述したように1839年の「枢密院教育委員会」設立に伴って提出された国立師範学校構想案にまつわ

る攻防である。政府の立場は、これまで国民教育の普及・拡充のために繰り返し提出された国民教育法案がつぶされたことに鑑み、宗教的中立性の確保・個別宗派の教育管理独占を否定することを基本方針としていた。一方、宗教団体の姿勢は、二協会を中心とする民間の活動によって国民教育を運営することを基盤として、国家の関与は資金援助に限定すべきであるというものであった。そこには、自分たちの宗教原理への国家関与を強く否定する姿勢が色濃く出ている。従って、1833年にイギリス下院が「貧しい階層の教育を目的とした校舎建築に対し、民間の寄付活動を支援するため、20,000ポンド以内の公的資金を支出する」という法案が議決された時、彼らには、これが深い国家関与につながるものという意識は薄かったと思われる。なぜなら、校舎建築は多額の資本を必要とし、寄付行為で賄うには厳しい状況に直面していたし、また、この議決は資金援助に留まり、宗派主義に立つボランティアズムはいささかも損ずるところがないように見えたからである。

しかし、1839年に「枢密院教育委員会」の立ち上げとこの委員会を中心とした政府の国立師範学校構想案が下院に提出された時、両協会はこれまでに無く激しく抵抗した。その案は、明らかに国家関与であり、従来ボランティアズムへの挑戦と映ったと思われる。特に国立師範学校構想案は、宗教的中立の下に国民の教育支配権を国家が掌握し、国家主導で庶民教育を公教育の方向へと導くものであり、すべての児童に対する義務教育へとつながる性格を帯びていたからである。さまざまな先行研究によって、「枢密院教育委員会」立ち上げの経緯は明らかになっているので、それに関する詳細は割愛してここでは国立師範学校構想案に付随する宗教教育問題に焦点を当て、国民教育の中で宗教問題がどのように位置づけられていたか、そしてディケンズを始め多くの知識人を苛立たせたこの問題を1839年の下院及び上院における議員の発言を通して検証する。まずそこに至るまでの経緯を検討する。

Ⅲ 公教育と宗教教育問題

国立師範学校設立の構想に尽力したケーシャトルワースは回想録(『公教育の四つの時期』*Four times of Public Education*)の中で、公教育推進における宗教教育の問題点を「枢密院教育委員会」創設との関係で論じ

ている。宗教改革以後貧困階層の児童の教育が、宗教教育といかに密接に結びついていたかについて歴史的に次のように述べている。

宗教改革の理念は肉体労働者にも学問が必要という雰囲気を生んだ。俗人に教義問答を教授するのが国教会の債務と考えられたし、少しでも教育を受けることが堅信の予備的教育であった。宗教的基盤の上に貧困者の教育は考えられ、他の教育について人々は関心を払わなかった¹⁵⁾。

初期の民衆教育では宗教教育が優先され、読み書きの能力は無視されたことを示唆した後、シャトルワースは当時の宗教教育の性格とレベルについても言及している。

十七世紀末まで貧困者が聖書にアクセスすることが大切だとは考えられていなかった。貧しい国民が聖書をきちんと理解して読み、宗教教師の言葉に耳を傾けさせるために知的訓練を加えるのが国民のキリスト教の伝播にとって大切だということが、国民の間に広がっていなかった。教義問答は結局真理の敷衍より、誤りを排除する方
にのみ働いた¹⁶⁾。

当時の学校教育に欠けていたのは、知的訓練であり、キリスト教の理念や信条は教義問答や教壇から口頭で貧困者には伝えられ、学校で学ぶものではなかった。シャトルワースは、「学校は宗教組織を完成させるための必須の機関でもなければ、キリスト教的慈善と熱意の行為として貧困者を教育する場でもなかった」¹⁷⁾と述べて、十八世紀以前の貧困階層の児童の教育と宗教教育の不備を指摘している。

このような状況に改善の兆しが見えたのは、十八世紀末頃から盛んになった教会及び宗教団体による日曜学校運営によって進められた貧困者に対する教育促進であったという。日曜学校は、平日は労働に従事する児童を日曜日に学ばせるというシステムであり、これによって貧困層の児童も学校教育を体験させようとして、宗教団体 (i.e.S.P.C.K.) のみならず、ハナ・モアなどの篤志家が十八世紀末頃から推進した運動である。この運動は、聖書の知識を広めたいとする教会の思惑と一致し、学校と

教会の関係を不可分のものとした。日曜学校運動に対しては、児童に休養を与えない不合理な制度といった批判もあったが、「このような基盤に立ち、宗教的情熱に支えられた日曜学校は、イギリス北部と西部、さらに工業都市と炭鉱都市に宗教教育を進め、国を大規模な混乱から救うことになった」。なぜなら、「日曜学校の間接的影響は、社会秩序と調和に表われ、直接的な影響は、日曜学校によって多くの人々が読む力を増し、聖書の理解を高め、宗教団体の人々との触れ合いを可能にした」¹⁸⁾からである。

こうして、宗教団体は、日曜学校を通して貧困者の教育の基礎を築くことになった。つまり、日曜学校は、通学学校の基礎を創り、初等教育の効果的な制度づくりに寄与し、キリスト教文化を広めるのに大いに役立つことになったのである。貧困者のための近代通学学校の運営は、日曜学校から必然的に生まれ、S.P.C.K.を継いだ二大宗教協会（「国民協会」・「内外学校協会」）の手に委ねられた。二つの協会とも学校運営の資金は、基本的に慈善的な寄付行為に依存していたが、管轄する学校数が増えるにつれ、二大協会は財政的に苦しい立場に追い込まれるようになった。最低の財政で最大多数の生徒を教育するという「ベル・アンド・ランカスターのモニターリアルシステム〈助教生制度〉」指導法が、この問題の解決法として重宝がられたことは前述したとおりである。

二つの協会はそれぞれ独自の宗教理念を持っていたから、宗教教育にも当然違いが現れていた。国民協会は国教会の理念を体現し、集められた寄付金は教区立の学校建設と維持に充てられた。そこでは、国教会の信条、とりわけ教義問答が教え込まれた。もう一つの内外学校協会は、シャトルワースによれば「宗教的平等の理念に則り、あらゆるプロテスタントの団体を統合する意図を持って創設された。そこでは、欽定聖書をコメントや注釈を付けずに教授したが、教義問答は排除された」¹⁹⁾と言う。宗教教育に関するシャトルワースの姿勢は、どちらかと言うと内外学校協会寄りの印象が強いが、それは、内外学校協会の包容主義を認めていたからであろう。「二つの協会は、一つの重要な点で違っていた。国民協会は包容主義政策を怠っていた。係累の学校は、国教会の理念に基づいて創られ、その宗教体制は、国教会の基準に準じていたし、その運営は、国教会の平信徒に任され、それに教区の牧師が協力する形をとっていた。一方、内外学校協会は、国教会でも非国教徒でもあらゆる

学校の支援と運営を受け入れ、彼らが宗教的偏見による解釈を入れずに「欽定聖書による宗教教育を施すことを期待した」²⁰⁾。いずれにせよ、二つの協会によるボランタリーの尽力は、イギリスの初等教育の主たる原動力であった。そして、1833年を迎える。

この年、議会は、財務大臣オールソープ卿の動議を受け入れ、教育促進のために年20,000ポンドの支出を決定したが、その資金は二協会の校舎新築支援のためであり、それ以外の目的は排除されていた。オールソープは動議の趣旨を次のように説明している。

学校に公金を注ぎ込むよりも、これまでどおり、私的な寄付金によって維持されるものとしておく方が望ましいかもしれないが、新しく学校を作ろうとする時や、校舎を新築する時には、寄付金では賄い切れない場合が多い。20,000ポンドの補助金の提案は、このような校舎新設を対象にしているのだ²¹⁾。

補助対象が二協会であること、校舎新築以外に公的資金は使われないことが確認された上で、この動議は、賛成50、反対24という票決となって受け入れられた。この時「国教会的原理に基づかないいかなる教育計画にも反対である」²²⁾としたイングリシ卿の発言は、当時の二協会の位置関係と国教会側の苛立ちを露呈している。従来優位に立っていた国教会にとって、オールソープの動議は非国教会派と対等な処遇を意味するものであり、本来受け入れ難いものであった。この姿勢は、最も熾烈な対立を見せる1839年の「枢密院教育委員会」創設及び国立師範学校構想案において如実に表われることになる。

オールソープの動議が意外にも賛成多数で議決した結果、20,000ポンドが二協会の新築校舎に対する財政援助に当てられた。補助金の配分は、財務省に任せられ、二協会の薦めによって一定の条件をクリアする学校へと配られた。その条件というのは、「(1)各協会とも、公的補助金を最低でも保証する資金を持っていること。(2)児童の教育がきちんと行われていること。(3)学校運営者や管財人によって監査報告が必ず行われること」²³⁾等であった。これらの条件の内、(2)を除くと、国民教育に関して政府の新・旧の政策が見て取れる。古い点は、「各協会とも、資金を持っていること」である。これは、政府が国民教育を相変わらず民間の

ボランティアの慈善行為に頼ろうとしていることを示すものであり、ここでは国民教育の柱である宗教教育の維持が認められたことを意味する。

このように、民衆教育におけるボランティアズムの原則は妨害を受けるどころか、奨励され、二協会の組織の基盤として機能し続けた。新しい点は、(3)の「監査報告が必ず行われること」である。旧来の教育資金は、管理・監督もなく、地方の運営に任されていたため、非効率的であった。この監査報告制度は、1839年の国立師範学校構想案において「視学官制度」として新たな衣装を纏うことになるとともに、論争の火種ともなったが、この時点では、政府側も二協会側もその重要性を認識していなかったと思われる。いずれにせよ、1833年の国家補助は、限定されたものであるにせよ、国家関与であることに間違いなかった。シャトルワースは、「このような限定された国家の関与さえ、国民教育の目的に関する新たな理念を人々に覚醒させ、国家に国民教育への関心をさらに強めた」²⁴⁾と述べて、国家関与のメリットに言及している。

国民教育について政府がとった行動の第一歩は、宗教を基盤とする二大協会を信頼する姿勢を示すことであった。政府は、これらの協会が宗教的基盤の立っていることを認め、初等教育は協会の歴史に則ることを受け入れた。しかし、この優柔不断な姿勢が、「枢密院委員会」の創設とそれに続く国立師範学校構想においては、予想以上の強い反対を受けることになる。

Ⅳ 枢密院教育委員会創設の意図

1833年～1839年の間に、国民教育に関して以上のような動きが見られた。シャトルワースは、「国民教育を推進しようとする政府の姿勢は一層注目を浴びるようになり、議会の関与は、必然的に現在の教育が国家の目的達成に十分かどうか考えるきっかけになったし、世論も後押しをした」²⁵⁾として、国家関与の機が熟したことを指摘している。国家関与の中心的な問題は、監督・管理の責任を取る部門をどうするかであった。1833年以来、政府は毎年議決された補助金によって初等教育の発展を推進してきたが、その補助金は、教育に関して理念も理解もない財務省の役人によって管理されていたし、建てられた学校は二つの協会の運営・管理に委ねる以外、政府は直接責任を取らなかった。二つの協会は、イ

ングランドを二分する宗教団体であり、多くの議員がそのどちらかの協会に属していたという事実が複雑さを増していた。政府にとって、市民的な権利や自由を宗教的な自由といかに調節するかが課題であったが、その調整機関をどのような形にし、どのように設けるかが問題であった。政府は、まずこの問題から出発しようとして誕生したのが「枢密院教育委員会」である。それまで教育に関する委員会は適宜設けられていたが、いずれも宗教論争の前に瓦解する運命にあった。

枢密院教育委員会創設についての詳細については、処々の先行研究が明らかにしているが、基本的な点を押さえて置きたい。1833年に始まった国庫補助が、大衆の教育に果たす政府の役割に対して、議会の内外の認識を向上させるのに寄与したことをシャトルワースは強調する。これらが、1839年の枢密院教育委員会の創設へと導いた予備的条件であった。同時に、政治状況も忘れるべきではないだろう。ホイッグ党のメルバーン内閣には、ジョン・ラッセル (John Russell, 1789-1876) という有力な議員が内務大臣として活躍していた。彼は、「内外学校協会の副総裁・総裁として、さらには教育中央協会に所属して国民教育制度の樹立を啓蒙していた」²⁶⁾。公教育の道筋がスムーズでない理由を熟知していた彼は、女王の座について2年に満たない若いヴィクトリア女王と意思の疎通を図り、この問題に一定の解決策を見出そうとした。

その方策とは、勅令によって国民教育制度の基礎ともいえるべき教育に関する中央委員会を立ち上げるというものであった。そのきっかけは、内外学校協会が1838年に教育建白書を時の内務大臣ラッセルに提出したことによる。その狙いは「議会によって援助されるすべての学校から特定教会の儀式書を除外して、聖書そのものを基礎にする国民教育制度」²⁷⁾を樹立すること、そのための最初の懸案は、宗派と無関係な授業に関与したり、優秀な教員を養成するための諸措置を講じたり、学校を管理・監督する体制を確立するために政府直轄の教育委員会をいかに設けるかであった。それまでにも、さまざまな教育に関する委員会が存在したが、目的を果たさぬまま瓦解していたことから、ラッセルはその轍を踏まぬよう各方面と綿密に連絡を取り合い、権威ある教育委員会の設置を目指した。民間からは、ケイ・シャトルワースを抱き込み、教育に関する系統的・専門的な知識を彼に依存するとともに、ヴィクトリア女王との間にこの問題に関して、意志の疎通をはかった上で、枢密院長の

ランズダウン卿に書簡を送り、教育の中央行政機構の必要性を訴えた。

ラッセルは、1839年2月4日付けランズダウン宛の書簡を、同月12日にランズダウンの返書とともに下院に提出した。以下は、その書簡の抄訳である。今後の議論の基礎をなす文言なので、少々長いが引用する。

「……国教会の正当な要求と、法律によって認められた宗教的自由とに対して適切な配慮をなすことにより、多くの事が達成されるでしょう。この問題について、わが国の若者を宗教的に育成すべきであり、良心の権利が尊重されるべきであるというのが女王陛下のご意志であると申し述べれば十分でありましょう……陛下は、近年大衆教育の熱意が増大してきたこと、国教会が校舎建設を推進するためにおおいに尽力していること、内外学校協会が大衆教育を後援する慈悲深く啓発された人々の寄付を奨励するよう積極的に努力していること等をお知りになって若干お心を慰めておられます。しかしなお、しなければならないことは多く残されています。今なお存在する主な欠陥は、資格ある教員数の不足、おそらく多くの学校に行き渡っている不完全な教授法、十分な学校査察の欠如、教授に関する試験の欠如、教授法の改善を熱望する協会や学校理事会に対して模範となるモデル・スクールの不足、そして最後に、わが国のおびただしい立法の諸規定の中における教育という重要な問題の無視、等であります。これらの欠陥のいくつかは、直ちに改善する必要があると思われます。女王陛下が私に指示されましたことは、まず第一に貴殿が陛下の4人の官吏とともに、大衆の教育に関係のある一切の問題を検討するための委員会を構成することを期待されていることであります。さしあたり、この委員会は次のものから構成されるのが妥当かと存じます。

枢密院議長、国璽尚書、財務大臣、内務大臣、造幣局長官。

この委員会は、イングランド及びウェールズにおける教育のために議会によって議決される補助金の使用を委任されるべきことが考えられます……⁽²⁸⁾。

この書簡には、国が抱えている大衆教育の諸問題が示されているとともに、それらからの脱却の方法が暗示されている。ラッセルはまず、国

教会の尽力を女王も認めていることを指摘した後、それにもかかわらず、解決されていない諸問題を列挙し、問題の根深さを強調し、問題解決には「大衆の教育に関係のある一切の問題を検討する委員会」の設置を「女王が期待されている」として、委員会の創設は女王の意志という形にした。最後に委員会構成メンバーの人選とその機能が「議会によって議決される補助金の使用」に限定されるかのように述べている。委員会の創設を女王の意志という形にしたのは、法案として提出すれば否決される危険性があったからだと思われる。勅令であれば、制度上、議会であっても特別な例でない限り、これを否定することはできない。ラッセルたちの用意周到な裏工作によって、委員会創設の勅令が同年4月10日に枢密院に下付され、枢密院教育委員会として発足した。構成委員は最初の案から造幣局長官を外し、他はラッセルの提案どおりの職務に携わる4名——枢密院議長ランズダウン侯爵、国璽尚書ダンカノット子爵、国務大臣ジョン・ラッセル卿、財務大臣ライス氏——で構成されることになった。

上記の書簡には解決されていない諸問題がさりげなく触れられているが、この直後にラッセルによって下院で具体的に問題の提示がなされ、その対応策の説明がなされた時、議員たちは事の重大さに気が付くことになる。ラッセルが挙げた国民教育の問題点は集約すると次の五つになるろう。

1. 資格ある教員数の不足
2. 不完全な教授法
3. 十分な学校査察の欠如
4. 教員に関する試験の欠如
5. 模範となるモデル・スクールの不足

ラッセルは、以上の問題点を現実の教育現場との比較の中で明らかにしてゆく。

V ラッセルの現状説明と提案

ラッセルはまず、救貧法委員たちから下院に送られてくる各地の貧困層の教育に関する「報告書」(‘return’)に言及し、その劣悪さを明らかにする。この教育不在の実態をヨーロッパの各国及びアメリカの教育状

況と比較した上で、イギリスにおける教育の方法の特徴を提示する。それは、既述したように、二大宗教団体によるボランティアズムに依存している点である。さらに彼は、教育運営における二大協会の違いを次のように説明している。

英国協会系の学校と内外学校協会系の学校との間では、学校運営上大きな違いがある。自分が理解する範囲では、英国国教会（この教会の聖職者のみならず、この教会に属する平信徒）は、教区牧師の直接的な指導下になく教育計画に賛同できないと主張する。その教育計画によると、英国国教会の教義問答を宗教教育の必須科目にしない、あるいは聖職者でない者が教師となるといった主張がなされるからだと言う。他方、内外学校協会は、聖書を科目にすることには賛成するが、教義問答を必須科目にすることに反対するというし、教師が特定の宗派に属することに賛同しないと主張する²⁹⁾。

ラッセルは、両協会の教育運営上の見解・意図・願望における隔たりを以上のように指摘した上で、両派を超えた統括的な教育政策を示したい旨を宣言する。一方で、これまでの両派による民衆教育への貢献を歴史的に跡付ける。しかし、イギリスの近代化は、自由化への道であり、教育問題も宗派に関係のない普遍性を持ったものにすべきことを主張する。そのような認識の下に、枢密院教育委員会の立ち上げ・交付金の使用条件・モデル・スクールとしての師範学校（'normal school'）建設・宗教教育における合同教育と分離教育の問題・学校査察の問題等を提案する。

「枢密院教育委員会の立ち上げ」については、女王による勅令と言う形をとったので下院では1839年4月10日に承認された。ラッセルは続いて、4月13日の下院で委員会設立の第一義的目的は、優秀な師範学校（'normal school'）の建設にあること、そこでの教育は以下の四点が重要であることを強調した。

——1. 宗教教育 2. 一般教育 3. 道徳教育 4. 職業教育——

予想通り、1の宗教教育に関して猛烈な反対論が、主として国教会系の議員の中から出る。主だった反論を二、三拾ってみる。いずれも *Hansard's Parliamentary Debates* からである。

「国の教育は聖職者たちの領域であり、宗教と関わるべきであり、宗教関係者が教育に関わり、その監督に任されるべきである」——スタンリー卿

「教師は児童教育に通じるだけでなく、健全な宗教の教義に通じている必要がある……宗派を超えての教育は認められない」——ホルト議員

「この提案は、憲法に反するとは言えないが、教会・啓示宗教に敵対的である。……憲法を拡大解釈して、特権を振り回そうとしている……宗教を *general* と *special* に分ける根拠はどこにあるのか」——アッシリー卿³⁰⁾

最後の‘*general*’と‘*special*’とは‘*general religion*’と‘*special religion*’を指し、ラッセルの提案の中にあったものである。彼は、宗教問題が紛糾することを予想して、宗教教育に関して折衷的な案として「一般宗教」と「特別宗教」と分けて提出した。前者は宗派に関係なく原則的・基本的な宗教を教え、後者は各宗派独特の専門的な内容を教授するというものだった。しかし、国教会系の議員はこれを認めず、次々と反論を加えた。「政府による教育の画一性の危険」(ディズレーリ)、「枢密院教育委員会の権限拡大への危惧」(ロバート・ピール)、「聖職者不在の委員会の危険性」(グラッドストーン)等、国教会系の議員は、国の宗教としての国教会の地位が脅かされたとして強硬な反対論を繰り返した。

当然、ラッセル支持の議論も闘わされた。その趣旨は「教育に対するこれまでの国教会の成果への疑問」(チャールズ・ブラー議員)、「審査律、地方自治法、カトリック救済法等の信教の自由令によって国民の自由が認められた以上、教育の自由も認められるべし」(ホーズ議員)等の意見が披露された。ラッセル自身も反対論に対して極力説得を試みたが、三ヵ月後の6月3日の枢密院教育委員会の報告で、*normal school* 建設及び宗教教育案を取り下げ、補助金の交付とその条件としての視学官制度を認めさせるに留めることになった。採決の結果は、賛成275票、反対273票、僅か2票の差でこの案は下院を通過した。その結果、*normal school* 建設及び宗教教育の件は、1846年に成立するまでペンデングと

いう状態になった。

しかし、この教育問題は1839年7月5日に再びカンタベリー大主教によって上院で取り上げられた。彼はまず今回の政府の公教育に関して、国教会の聖職者に加えられた攻撃（国教会による民衆教育の独占批判やその成果への疑問）に反論し、根拠をイギリス民衆教育に歴史的に果たした国教会の成果に求め釈明する。その上で、下院で主張されたのと同類の反対論（とりわけ枢密院教育委員会の権限が宗教教育にまで拡大される危険性等）を展開する。最後に彼は上院の反対意見を示し、国民の公教育に対する計画について、議会の審議なしに枢密院教育委員会が勝手にことを進めないよう、国民の利益を最大限守るよう女王に建白書を提出することを提案する。これに対して当然激しい反対論が貴族議員（ブルーム卿、メルバーン侯爵、ランズダウン卿等）から出されたが、評決の結果、賛成229、反対118、111票の大差で女王への建白書提出が可決されてしまった。上院独特の議員構成がしからしめた結果ではあろう。

この建白書に対して、女王は10日後次のような文言で返答した。

「宗教関係者と国教会の皆さんの配慮を評価致します。上院から提議や推薦のことがあれば、喜んでお受けしましょう。しかし、同時に現在取られたような手段は遺憾に思います。私に課せられている義務、特に国教会を擁護すべき事を十分理解している者として、憲法で赦された権限はその聖なる義務遂行に使うべきものと心得ています。この深い配慮から枢密院教育委員会委員を任命し、公教育のために下院で決められる補助金の配当について監督することは正しいことと思います。委員会の年次報告は議会に提示され、上院でも審議の機会が与えられています。私の自由な裁量に委ねられている資金は、良心の権利の正当なる尊重と教会の保護への誠実なる配慮とをもって、資金が交付された諸目的に沿って厳密に配分されてきたことがわかるでしょう。」³¹⁾

1839年の公教育問題は、上記の女王の返答をもってとりあえず収束される。決着を見たのは、枢密院教育委員会の創設と、補助金交付の機関と権限が財務省からこの委員会に委譲されたこと、補助金交付の条件としての査察制度の規定等である。肝心の宗教教育（宗派別教育か、合同教育

か等)には手がつけられないままであった。その後1846年にケイ・シャトルワース等の尽力で normal school の具体案・教師の資格・奨学生問題などが解決し、師範学校制度が確立するまで十分な審議はなされなかった。

ディケンズが、『辛い世』や『われ等が共通の友』で描いた教師たちの姿を正確に捉えるためには、以上のような背景を理解する必要がある。それでは、立法者たちのこのような真剣な議論をディケンズはどのように捉えていたのであろうか。また、彼の宗教観とはどのようなものであり、作品にどのように反映されているのだろうか。

Ⅶ 宗教教育に対するディケンズの姿勢

宗教教育に対するディケンズの姿勢は一貫している。「国家が公教育に無関心で遅鈍であったという以上に、宗教上の派閥心が多くこの点で公教育制度の遅延に責任がある」³²⁾とするディケンズの主張は正鵠を得ている。多くの貴重な教育法案がこの岩によって撥ね返された事実を彼は議会記者席で目の当たりにしていた。特にディケンズを苛立たせたのは、一つの解釈を得るのに延々と討議する議会の審議の進め方であった。誠実で信仰心の篤い善意の人々がなぜこういった問題解決のために素早い同意ができないのかディケンズには理解できなかったようである。「彼自身宗教に関して確固たる信念を欠いていたから理解が届かなかった」³³⁾と推断されている。確かに、クリスマスの意義を誰よりも理解していても、学問的な論争に発展する宗教上の議論に対してはディケンズの姿勢は素人の域を出ていなかったと思われる。

この点に関しては、貧民学校探訪記（‘A Sleep to Startle Us’）の結びの言葉は興味深い。貧民学校での悲惨な状況を描き、国家へ抗議の声を挙げた後で、ディケンズは社会を席卷した「オックスフォード運動、ピューシー論争、ゴースラム論争」³⁴⁾を挙げて、それらの論争の無意味さを強調している。これらの論争や運動は、知識階級を巻き込み、今なお歴史的評価の付け難い問題である。当時はさらに見え難い状況であったであろう。「確固たる信仰心を欠いた」ディケンズにとってそれはどちらに決着が付こうとも関係のないことであった。彼にとって重要なことは、差し迫った博愛の仕事であり、それから目を逸らして、そのような

論争に明け暮れることは彼の目には無意味な争いと映ったと思われる。

一方で、初等教育における宗教教育の是非とレベルに関する彼の見解は、書簡や作品にもはっきり表れている。1843年9月16日にパトロンであるクーツ女史宛の書簡の末尾に「もっとも明らかなことは、このような惨めな子供たちに〔宗教〕教育を施すに当たって、キリスト教の難解な信条や形式を教え込もうとするのは悪徳に近いものだと思います」³⁵⁾と、教理問答、神の恩寵、キリストの奇蹟等の知識をいたいけな児童に押し付ける無意味さを強調している。貧民学校運動に関わっていた同じ時期、フィールド・レイン貧民学校の設立責任者ステアリー (S.R. Starely) 宛1843年9月24日の書簡でも同趣旨のことを伝えている。「いかに善意からであっても、また最良の環境に恵まれていても、子供たちがほんの少ししか理解できないような宗教的神秘を教えようとしてこれらの不幸な子供たちの心を悩ませるべきではありません。」³⁶⁾。1846年2月4日の *The Daily News* 誌上でも「教室で教えられている内容に対して、小生はそれが世俗的なものでなく、あまりに多くの宗教的秘蹟や難解なもので、とても子供たちは理解できないと思う」³⁷⁾と述べている。

この考えは、作品にも応用されている。『われ等が共通の友』でも、チャーリーが通う貧民学校で類似の描写があり、宗教上の難解な問題に悩まされる哀れな生徒たちの姿が描かれている。そこでは、悲惨な状況を笑いで被うというディケンズ特有の描写法によってあまり深刻さは伝わらず、むしろ滑稽感が漂い、問題の重要性が忘れ去られる危険性があるが、笑いを通して問題の本質を読者に伝えることには成功している。しかし、既に見たように、雑誌や書簡で見る限り、彼の真剣さは本物であることが理解できる。それは、宗教教育に対するディケンズの素朴な疑問が、議会での議員たちの持って回った議論に勝るからではないだろうか。もちろん、ここで注意しなければならないのは、彼が対象とする学校は貧民学校のように無知な児童たちを扱っている学校という点である。それでは、ディケンズはいかなる宗教観を持ち、それがどのように作品に反映されてテーマとの整合性を持っているかを見てみよう。

フォースターはディケンズの特徴を次のように述べている。「いかなる時でも、ディケンズは最も基本になることを考察の対象にすることはなかった。彼にとって、基本的問題は科学的にどうこうというのではなく、本能・直感の問題であった。しかも、その本能は健全で正常なもの

であった」³⁸⁾。このことは、宗教観においても当てはまりそうである。伝記研究者たちは、ディケンズの宗教観を見る時、彼が自分の息子たちのために書いたとされる『キリストの生涯』の分析から始める。この作品では、全編を通じて「キリストの善行と神の慈悲」が強調されるが、神学上の煩瑣な点は取り上げられない。また、ユダヤ人の背景と、それに伴う神の怒り等も省略されている。従って、この著作は子供たちの知能に合わせて福音書をディケンズなりに解釈したものと言われており、彼の宗教観を推し量るのには不十分である。

コリンズ博士は、1840年代にはディケンズが「ユニテリアン教徒」と「アメリカで」接触した事実をあげ、「理にかなった娯楽に寛容であること……、いかなる信条を持つ人にも慈愛を示すこと……、神学的教えを強調するよりも、道徳的教えを重要視する」³⁹⁾という彼らの信条に共鳴したと述べている。一方で、フォースターは「基本的な点で、ディケンズは英国国教会の重要な教えに最も近かった」⁴⁰⁾としている。これらの言説は、神学上の細々した事柄は第二義的なものであり、それは、明白な道徳的な教えやキリストへの奉仕の精神から人々の気を逸らすものとディケンズには思えたというコリンズの解釈を外れるものではない。その意味で、この解釈は信仰心に乏しい日本人をも無理なく納得させる。

しかし、他方で宗教的偏見と思しき言説がディケンズには見られる。クーツ女史宛1847年11月3日の書簡に「キリスト教徒の世界の不幸と偽善の半分は、新約聖書をそれ自体で十分な導きの書と認めず、新約聖書に旧約聖書を無理矢理結び付けるという頑なな偏向から生じている」⁴¹⁾という奇妙な宗教論を展開している。この論法を人物造型やテーマとの関係で使用しているのを見ると、一過性の不用意な言葉ではないらしい。彼は本気で旧約聖書の思慮のない用い方のために、多くの害悪がもたらされていると考えていたようである。『デイヴィッド・コパーフィールド』のマードストーン姉弟は、旧約聖書を重んじ、新約聖書を軽んじている宗教観があらわであるし、『リトル・ドリット』のクレナム夫人も「重苦しい罪を背負った子供時代が、その人に不幸な結果をもたらす」という旧約聖書的思考で自分の執念深さを正当化する。そのような母親を持ったアーサーは、「[[日曜日ごとに] 子供たちに道徳の手錠をかける先生たちの見張っている中を、日に三度も礼拝堂に行かされた……新約聖書の慈悲深い話については、まともな知識ももたず大きくなった」(30

章)と恐ろしい日曜日を回想している。『ドンビー』では、ロビン・トゥードルが無理矢理通わされる慈善学校で「ユダの全支族の正しい名前を覚えさせるために、絶えず知識の弱点に鞭を加えた」(39章)とその宗教教育が描かれている。

さらに、カトリシズム嫌悪が、英国教会との対比において示されている。『イタリア便り』には、観光旅行的な気楽な気分からか、しばしば本音が聞かれる。高名な美術館や美術品とは対照的な路地裏の汚濁とともに、ローマ・カトリック教の僧侶たちへの軽侮の念である。「プロテスタントの側には、清潔、精気、勤勉、教養があり……カトリックの側には不潔、疫病、無知、汚濁がある…。」⁴²⁾といった偏見に満ちた宗教観は、「宗教に対して要求していた高度の気品を無視してしまうことになる」⁴³⁾と喝破したアンガス・ウィルソンの側に立たざるを得ない。

このような偏見に満ちた宗教観を見せるディケンズは、宗教教育にどのような期待を持っていたのだろうか。貧困層の教育に難解な宗教的問題を児童に強要することの無意味さは正論であろう。しかし、彼が議会で論じられていた宗教教育の問題の本質を捉えていたとは思えない。彼を苛立たせたのは、遅々として進まぬ論議であり、その深い内容ではなかった。英国国教会の民衆教育に尽くした貢献の度合いも歴史的に把握していたわけでもなさそうである。宗教論争は、適正な教育制度確立の妨げになり、それらの論争自体もさして重要性がないように思えた。しかし、他方、国家の公教育制度に対しては関心を持ち続けていた。1850年6月、ディケンズは、教育に対する国家の関与に反対するエドワード・ベインズの主張に穏やかに反論している。

国家が国民に教育を施すべきだというのは正しいと思います。また、知識も与えもしないで、あるいは無知にならないような手立ても講ぜずにて、無知だからといって不利な扱いをするのはよくないことです。

しかし、国家の権限には限界があるべきだと思っています。だから、権力を注意深く見守る必要があります……よい教育というものには、ある種の健全な基本原理があると考えます。また、誰もが同意できるある種の倫理的、宗教的真理があると思います。こういっ

た共通のものが、親がどの宗派に属しようとして、公立の学校で、子供たちに教えられたら、ある教会に良くて、他の教会には悪いということもなくなるでしょう⁴⁴⁾。

教育に関する政府関与の是非についてのディケンズのこの感慨は、既に1846年に既に正式に師範学校制度が確立している段階で示されたものであるが、それは、1839年頃（枢密院教育委員会が発足し、宗教論争が激しく闘わされていた頃）既に明らかにされている。『ニコラス・ニッケルビー』の序文において、次のようにもっと激しい調子で言及している。「このような学校が、わが国におけるとんでもない教育の無視と……国家の無関心を示す格好の例を示した。他のどんな職業でも、適格性を持たない人物も、試験や資格なしに自由に学校をオープンできたのだ。」⁴⁵⁾

これは、ヨークシャーのスクィアーズの学校について語ったものだが、ディケンズには、民衆教育が国の怠慢と無視によって危うい状態にあること、教師の質の問題が国の教育政策に重要であることが意識されていたことがわかる。既述したように、この姿勢は、当時議会で激しい論戦となっていた公教育の国家制度に関するラッセルたちの主張と重なるものであり、宗教教育についても、宗派を超えた宗教教育を目指したラッセルたちと見解はほぼ同一である。1843年9月『エディンバラ評論』の編集長マクヴェイ・ネイピア宛の書簡は⁴⁶⁾、宗派の対立が公教育制度の妨げになっていることを十分理解していたことを示している。

以上の点から、ディケンズの宗教教育観は、広い意味でのキリスト教の原理を受け入れるが、難解な教理とは無縁なものであり、学校での宗教教育は宗派を超えたものであって、むしろ、日常の生活の中で博愛主義的なキリスト教精神を身につけるべきだと言っているようである。その意味から、クリスマスの時節は最重要なものとなってくる。しかし、そのような宗教教育観を作品で文学的に表す手法は一樣ではない。ディケンズは、様々な学校と教師を作品の中で描いているが、彼の宗教教育観との整合性を考えた時、問題を多く残している。

（本稿は2007年度の成城大学国内研修の成果の一部をなすものである。）

注

- 1) 松井一麿「ローバック教育議案の研究」『東北大学教育学部研究年報』23集、145頁。
- 2) 松井一麿「ブルーム教育法案の研究」『東北大学教育学部研究年報』21集、185-208頁、参照。
- 3) *Hansard's Parliamentary Debates*, vol.20. p.139、以下 *Hansard's* と略す。
- 4) 松井、前掲書 1、12頁。
- 5) *Hansard's*, vol.20, pp.89-94.
- 6) *Ibid.* p.59.
- 7) Angus Wilson, *The World of Dickens* (The Rainbird, 1970) 邦訳 松村昌家『ディケンズの世界』英宝社 58頁。
- 8) 松井、前掲書 2、148頁。
- 9) 同書、187頁。
- 10) H.Ward, *The Educational System of England and Wales* (Longman, 1935), p.16.
- 11) S. J. Curtis, *The History of Education in Great Britain* (Dodley & Son, 1920) p.209.
- 12) 三好信浩『イギリス公教育の歴史的構造』亜紀書房、1968年、151頁。
- 13) 同書、153頁。
- 14) 松井、前掲書 2、201頁。
- 15) K. Shuttleworth, *The Explanation of the Minutes of 1846*, Chapter 3, p.25.
- 16) *Ibid.*, p.26.
- 17) *Ibid.*, p.28.
- 18) *Ibid.*, p.42.
- 19) *Ibid.*, p.45.
- 20) *Ibid.*, p.46.
- 21) *Hansard's, op.cit.*, vol.20, p.166.
- 22) *Ibid.*, p.181.
- 23) Shuttleworth, *op.cit.*, p.49.
- 24) *Ibid.*, p.52.
- 25) *Ibid.*, p.53.
- 26) *DNB*, vol.xll, p.463.
- 27) 三好、前掲書、135頁。
- 28) 同書、134-35頁。
- 29) *Hansard's*, vol.20, p.102.
- 30) See *ibid.*, pp.102-105.
- 31) *Ibid.*, p.109.
- 32) Philip Collins, *Dickens and Education* (Macmillan, 1963), 邦訳 藤村公輝『ディケンズと教育』山口書店 1990年、147頁。
- 33) コリンズ、同書、168頁。

- 34) 「ゴーラム論争」とは、エクセターの「右派」の主教がゴーラム尊師を
自己の管区の牧師に任命することを拒否した事件をきっかけとする論争。
ゴーラムの見解があまりに急進的すぎるというのが理由。
- 35) G. Storey eds., *The Letters of Charles Dickens*, Vol.4., (Clarendon, 1981), p.
225.
- 36) *Ibid.*, p.227.
- 37) *The Nonesuch Dickens*, vol. p.139.
- 38) 宮崎孝一他訳『定本チャールズ・ディケンズの生涯』、下巻 研友社
322頁。
- 39) コリンズ、前掲書、109頁。
- 40) 宮崎他訳、前掲書、上巻 102頁。
- 41) Storey, *op.cit.*, p.232.
- 42) *Ibid.*, vol.5., p.180.
- 43) 松村、前掲書、174頁。
- 44) Storey, *op.cit.*, vol.5., p.241.
- 45) *Nicholas Nickleby*, Centenary Edition, x-xi.
- 46) Storey, *op.cit.* p.226.